

第7 防災防火対象物、防災物品

1. 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

(2) 次の防火対象物はその部分には、防災物品を使用すること。

ア 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2. 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈が概ね1 m以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

ケ 運動用具マット

コ 試着室に使用される目隠布

サ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護のための敷物等（ 2 m^2 を超えるもの）

(2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが 2 m^2 以下のじゅうたん等

イ 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成7年10月5日

消防予第220号(消防庁予防課長通達)に適合する共同住宅の住戸部分に使用される
じゅうたん等

ウ 接着剤等で床に張られ、床と一体となっている合板樹脂製床シート及びプラスチック
タイル

エ 畳

オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダーク
ッション、アンダーフェルト等

カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

ケ 独立したさお等に掲げる旗

(3) 次の物品は防災表示を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料
及び建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

3. 防災表示

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に規定する表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式により、
防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、第7-1表の表
示(防災ラベル)が付されるものであること。

第7-1表 防災ラベルの様式（省令別表第1）

防災物品の種類		防災表示の様式	
1 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これらに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらに類する材料			
2 じゅうたん等の及びその材料			
3 1及び2に掲げる防災物品以外の防災物品	イ 消防庁官が定める防災性能に係る対洗濯性能の基準に適合するもの	(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの	
		(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの	
		(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		

備考

- 1 防災表示の様式の欄の数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防災」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「指定確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。
- 3 指定確認機関の確認を受けていない場合は又は指定確認機関の確認を受けたが当該指定確認機関の名称を記載していない場合は、「指定確認機関名」を代えて「防災性能について自己確認した者の名称」とする。

イ 表示の方法

(ア) 省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第7-2表の表示方法によるものとする。

第7-2表

表示方法		縫付	ちょう付	下げ札	その他
防災物品の種類					
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗濯性能を有するもの	○			
	耐洗濯性能を有しないもの		○		
じゅうたん等		○	○		○
布製ブラインド及びその材料		○	○		
合板			○		○
どん帳その他これらに類する幕		○	○		
工事用シート及びその材料		○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く。）の材料			○		○

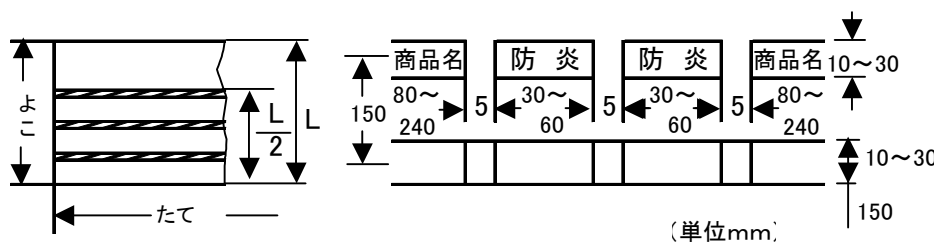
(注) 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防災ラベルをメタル等で、次によりその表面に打ち付けるものであること。

- ① 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。
 - ㉞ 主要な出入口に打ち付けるメタル等の位置は、扉等のちょう番側とすること。
 - ㉟ 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。
 - ㊱ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側から見て右方の位置とすること。
- ② 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、次によること。
 - ㉞ じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあつては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。
 - ㉟ 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。
- ③ 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各

階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けているものであること。（各階連続したものについても同じ。）

(イ) 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態から見て、表面にちょう付するラベル表示のみでは、不十分のため裏面に第7-1図の表示を行うものであること。



- (注) ① 「防災」の文字は、省令別表第1の様式によること。
 ② 文字の色は「赤色」とする。
 ③ 裏面の形状が平滑でないもの（例えばハードボード類）に限って幅1cmの赤色の線に変えることができる。

第7-1図

(2) 指定表示

法第8条の3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防長官が指定した表示は、次によること。

ア 表示内容は7-3表によること。

イ 表示方法

(ア) 合板の表示方法は、格付け（日本農林規格に適合していること。）のつど、各板又は各梱包に見やすい箇所にちょう付け又は押印する。

(イ) 日本工業規格 L4404、L4405 及び L4406 に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。

(3) 関係者の行う明示

省令第4条の4第9項に定める関係者が行う「防災処理物品」又は「防災作製品」の明示（以下（関係者明示）という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3.（1）防災表示（原反下げ札等）が付されているもの又は4.（1），（2）若しくは（3）により防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日消防庁告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は（1）イ．（ア）の方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

（4）防災表示者登録制度

ア 防災表示者として消防庁長官へ登録した者は、防災表示を付することができる。

イ 消防庁長官へ登録しようとするものは、消防庁長官へ登録申請をしなければならない。

ウ 消防庁長官が登録しようとするときは、当該登録申請書の所在地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

（5）省令第4条の5に定める指定確認機関

ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の指定を受けた法人（以下「指定確認機関」という。）により確認を受け防災表示を付することができることとされた。

イ 防災表示者の登録申請をする者は、指定確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、指定確認機関の確認を受ける申込みを指定確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

（6）防災表示者登録番号

省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官へ登録したものに対する登録番号及び記号は、第7-4表の業種別欄に掲げる業種に従い、同欄によるものであること。

第7-4表

業 態 別	登録番号		
	（業種別 区分）	（地 区 番 号）	（登 録 番 号）
製造業者（生地、その他材料を製造するもの）	A	■	0001
製造業者・防災処理業者 （合板の製造業者・防災処理業者）	B	■	〃
防災処理業者 （防災物品又はその他の材料に防災性能 を与えるための処理をする者）	C	△	〃
炎処理業者（吹付により防災性能を与える者）	D	△	〃
裁断・施工・縫製業者	E	△	〃
輸入販売業者	F	△	〃

[表示例] 表示ラベル

消防庁登録者番号

A - ■ - 0001

防 炎

指定確認機関名

※地区番号は、各都道府県ごとに区分されている。なお、沖縄にあっては、■である。

4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものをを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸透法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次のアからウまでの組成繊維の混用率の合計が20%以下であるものについては、この限りでない。

(ア) アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が50%以上のもの）

(イ) アセテート繊維

(ウ) ポリエステル系合成繊維

(エ) ポリプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後加工による防災処理

スプレー等による防災薬剤を吹きつける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等で概ね20cm²以上のものは、防災薬剤を吹きつけることにより防災加工できるものであること。

(4) 防災再加工処理の指導

吹付法、浸透法（ただし、原反加工、樹脂加工されているものを除く。）により処理されたものにあつては、使用後概ね3年後に再処理するよう指導するものであること。

その他

1. 防災製品

(1) 防災製品の使用の指導

防災製品の普及に伴う火災予防、火災による焼死者防止の観点から、幼児又は老人が入居する施設、身体障害者施設、その他不特定多数が入所する就寝施設（ホテル等）については、防災製品を使用するよう指導すること。

(2) 防災製品の種類

ア 測地類（布団測地、マット測地、敷布、布団カバー、毛布カバー、枕カバー等）

イ 布団類（布団、座布団、ベットパッド、枕、マットレス等）

ウ 毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）

エ 詰物類（寝具用中わた、羽毛、プラスチック発泡体等）